

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N568
2018.6.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第7回

- 改憲は権利保障のあり方を変えること 大野友也
憲法記念行事に1500人の市民を迎えて—和歌山支部の取り組み..... 金原徹雄
〈北海道支部〉憲法フェスティバル2018
今こそ、冷静に北朝鮮「問題」—伊勢崎賢治さんが語る紛争解決のリアル..... 今橋 直
改憲問題対策法律家6団体連絡会主催
院内集会「自民党改憲案の問題点と危険性」報告 大山勇一
浅田訴訟・完全勝訴判決報告—介護保険優先原則の誤りについて 呉 裕麻
ジェンダーフリーの制服を目指して 後藤富和
朝鮮高校生就学支援金不支給違憲訴訟名古屋地裁判決について 裴 明玉
官邸前見守り弁護団の活動 川口智也
〈投稿〉内藤塾で砂川訴訟を学ぶ—入塾のお誘い 久保木太一
72期向け4団体合同事務所説明会—今年は9月29日、弘済会館です 今泉義竜

ロースクールの実情と法曹養成

- 僕はロースクールに行くのがいいと思う 辛 鐘建



日越外交関係樹立45thフェスティバル (代々木公園)

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第7回

改憲は権利保障のあり方を変えること

鹿児島 大野 友也（鹿児島大学准教授）

憲

法は、国家権力を抑制し、それを通じて人権を保障するためのものである。このような憲法理解は、近年、多くの市民に共有されるようになってきた。これは安倍政権下で生じた現象であり、安倍政権が改憲に意欲を燃やし、それに応じて自民党を中心として具体的な改憲の提案がなされつつある状況において、そうした改憲が立憲主義に反する、という批判が強くなされたことに起因すると思われる。

さて、憲法が国家権力を抑制し、それを通じて人権を保障するものだ、という理解をここで改めて確認した理由は、それを頭ではわかっていても、実際にはそれを肌で感じていない市民も少なからずいると私が考えるからである。つまり、多くの市民において、憲法を変えるということは、自身を含む国民の権利の保障のあり方が変わる、ということが意識されていないのではないか。

さ

て、この問題について触れる前に別のことに触れたい。それは、憲法を日常的に意識するかどうか、という問題である。多くの青法協会員のように憲法訴訟を手掛けていたり安倍政権の改憲問題に留意していたりする者は別として、一般市民が日常生活において憲法を意識することはさほどない。実際、私は大学で憲法を教えているが、講義に際して学生らに憲法を意識すること

があるか尋ねると、憲法記念日前後はともかく、日常的に憲法を意識したり、憲法問題を考えたりすることはまれである、と答える学生が圧倒的多数である。憲法は、いわば「空気」のようなものである。空気が十分に存在しているところでは、日常的にその存在や必要性を感じることはめったにない。しかし高い山の頂上に上ったときや水の中に潜ったときに、空気の必要性を強く感じるようになる。憲法も同じで、憲法がきちんと機能し人権が保障されているところでは、その存在や必要性を感じることはめったにない。つまり、多くの市民・学生らは日常生活において、自身の権利について侵害されていると感じることはほぼあり得ず、それが憲法を意識しない理由であると思われる。

この指摘を支持するものとして、選挙に際しての世論調査の結果が挙げられる。たとえば二〇一七年一〇月の総選挙に際してNHKが実施した世論調査において、投票先を選ぶ際に最も重視することにつき六つの政策課題をあげて尋ねたところ、「経済政策」が一八%、「財政再建」が一〇%、「社会保障」が三〇%、「外交・安全保障」が一七%、「憲法改正」が九%、「原子力政策」が七%だったという。つまり、市民の多くは自分の生活に最も身近な問題である社会保障や経済政策などに関心を強く持ち、憲法にはさほど関心を持っていないこと

が伺える。

このことからすれば、多くの市民は改憲に関心を持たないはずであり、仮に持つとしても、自身に最も関係するはずの社会保障や経済政策、憲法条項でいえば生存権や教育、あるいは財産権などの条項に関心を持つのが筋だということになる。

と

ところが、毎年五月三日の憲法記念日前後には各新聞紙上で憲法に関する世論調査が行われるが、その中でもっとも関心をひくのが憲法九条である。もし社会保障に関心を持つのであれば、最高裁によってプログラム規定とされてしまった生存権規定を実質化する改正を求める声が一番強くて不思議ではない。しかし実際にはそうはなっていないのである。このことは、憲法を変えれば、自身を含む国民の権利の保障のあり方が変わる、という点が意識されていないのではないか、という私の懸念を裏付けるものであるように見える。

改憲問題に際して九条が大きな注目を浴びることだけでなく、実際に九条を変えることに賛成する市民が少なくないことも、この私の懸念を裏付けるように思われる。というのも、自衛隊が違憲だという批判が今もある中で、現在の防衛予算は五兆円を突破し、毎年少しずつ増加している。九条を変えて自衛隊を合憲化した場合、自衛隊の

海外派遣などがさらに増加したり装備が強化されたりする可能性は否定できず、そうなれば、防衛予算はさらに上がることになるだろう。そうなれば、社会保障費が削られるという事態も当然に予想されるし、現に二〇一八年度の予算においては診療報酬の改定などで千三百億円もの削減がなされている。つまり、改憲により自衛隊を合憲すれば、社会保障費の削減幅がさらに大きくなる可能性があると言える。

さ

らに、もし改憲後に本当に戦争になった場合のことを考えてみよう。戦争になれば、

外国からの食料輸入が今よりも大幅に減ることが予想される。糧道を断つのは戦争の基本戦略の一つであるし、そうでなくとも戦時下の日本への飛行機・船の発着が危険を伴うとなれば、食料を運ぶための飛行機・船を所有する企業が日本を避ける可能性は否定できないからである。そして日本の食料自給率はカロリーベースで三九％（農水省二〇一六年発表）である。海外からの食料輸入が滞れば、自国での食料をベースに国民同士で分け合うことになるが、自衛隊が合憲化され、軍事が優先される戦時であれば、そうした食料はまずもって軍隊（や大臣・国会議員ら）に優先的に配分され、国民は後回しにされるだろう。ミサイルを撃ち込まれ道路が寸断されれば食料の移送も不可

能になるし、発電所が攻撃され電気が止まれば食料の保存も難しくなるだろう。

このように、九条改憲、ましてや実際の戦争が起これば、結果として自身の生存権が脅かされるリスクを高めると思うのだが、自衛隊の合憲化に多くの市民が賛成する現状からすれば、多くの市民はそのような実感を持っていないように見える。多くの市民において、憲法を変えるということとは自身を含む国民の権利の保障のあり方が変わる、という点についての意識がなされていないのではないかと私が考えるのは、以上のような理由からである。

森

友・加計学園問題などにもかかわらず、安倍政権は改憲に意欲を燃やし続けている。このままいけば、改憲草案が国会に提出され、その案が国民投票にかけられるという事態の到来も、決してあり得ないことではない。そのような改憲を許さないためにも、我々青法協会員は、改憲がわれわれ自身の首を絞める危険性を高めることを、リアリティをもって語っていく必要があるように思われる。

各地の憲法の取り組み
和歌山支部

憲法記念行事に一五〇〇人の市民を迎えて

和歌山支部の取り組み

和歌山 金原 徹雄

当

支部は、一九八四年以降、毎年、憲法記念日の少し前に、市民を対象とした講演会等の憲法記念行事を開催し続け、今年（二〇一八年）が三五回目であった。その三五回目が、これほどの注目を集める大騒動になろうとは、昨秋の会議で講師候補者（前川喜平氏&寺脇研氏）の名前を挙げた時には夢にも思わぬことだった。



加計学園問題に関する文科省の内部文書について、「あつたことをなかつたことにはできない」として、官邸によって行政がゆがめられたと率直に語るだけではなく、夜間中学の必要性を、退任後も積極的に訴えておられる前川前文部科学事務次官なら、きっと教育と憲法について有意義なお話をしていただけではないか、それに、前川さんの文科省の先輩で、前川さんを応援する姿勢を鮮明にしている寺脇研さんからも、興味深いお話をしていただけだろうということで、後にコーディネーターもお願いすることになる堀内秀雄和歌山大学名誉教授を通じてお願いしたところ、昨年二月の段階でお二人からご快諾いただけた。過去何度か使用した会場も予約し、あとはチラシを作って広報するだけと安心していただけ、二〇一八年の年明け頃から不安が頭をよぎりだした。

というのは、積極的に講演依頼を引き受けだした前川さん（時には寺脇さんとの凸凹コンビ）の講演会に、主催者の予想をはるかに上回る聴衆が押し寄せ、会場に入りきれない事態が各地で続出しているというニュースがネットを通じてもたらされたからである。

それらの情報を基に、三月の時点で、予約した会場（キャパ三六〇人）の別室（二〇〇人）を第二会場として確保し、メインのホールから音声を中継するという準備まではすることにした。ただし、これでもキャパ四六〇人、立ち見を加えても五〇〇人余りまでしか対応できない。このような不安をよそに、チラシを配布し出した前後から、県の内外を問わず、多くの問い合わせが殺到し、とても用意している会場には収容し切れないことが確実な情勢となってきた。

そこで、既にチラシ、インターネット等を通じた広報によって、十分に旧会場が浸透した後ではあるものの、四月五日（同月二七日）の講演会の約三週間前、たまたま空いていた和歌山県民文化会館大ホール（キャパ二〇〇〇人）に会場を変更する決断をした。

その後の、会場変更を周知するための宣伝（新聞広告、プレスリリース、新チラシの印刷配布、DM発送）の他、当日、間違つて旧会場を訪れる人を県民文化会館に搬送するためのジャンボタクシー

シーのチャーターなど、どたばたと言うもおろかな騒ぎの末（金もかかった）、四月二七日当日を迎えた。

結

果は、青法協和歌山支部の単独主催行事としては、空前にしておそらく絶後の、一五〇〇人の聴衆が詰めかけ、心配した妨害騒ぎもなく、無事終演を迎え、主催者としてほっと胸をなでおろしたものである。

内容的には、第一部の基調講演もさることなが

ら、第二部のデイスカッションで、堀内秀雄氏が、聴衆がまさに聞きたい「憲法と教育の危機」についての講師の意見を引き出してくださり、皆さん大満足で帰路に就かれたのは幸いであった。

会場を変更する決断をして本当に良かったということはもちろんであるが、普段、我々の声がなかなか届かない「普通の人々」に、伝えたいことを伝える機会になったことが大きな成果であったと思う。

各地の憲法の取り組み
北海道支部

憲法フェスティバル二〇一八

今こそ、冷静に北朝鮮「問題」

——伊勢崎賢治さんが語る紛争解決のリアル

北海道 今橋 直

北

北海道支部では、憲法記念日前の毎年四月下旬ころに、「憲法フェスティバル」（憲フェス）と銘打った市民集会を開催しています。

一九八六年から始まり、今年（二〇一八年）で三三回目。初期のころは、会員や各事務所スタ

ッフらが一緒になつての劇やミュージカルなどもあったようですが、近年は、講演とパネルデイスカッションという形に落ち着いて（しまつて）います。

さ

て、今年は、四月二八日（土）に、札幌市中央区のかでる2・7にて開催しました。

ゴールデンウィーク初日、二日前に桜の開花宣言、晴れ、と絶好のお出かけ日和。そんな中、約二〇〇名の参加者がありました。

テーマは、冒頭に掲げたように、北朝鮮「問題」。

今年の企画の検討を始めた昨年秋、テーマ案としては、やはり「憲法改正問題」が一番手。しかし、憲法改正についてはいろいろな団体がたくさん集会をするだろうから、あえてそこを外してみてはどうか？と、別のテーマを考えました。

そのころは、あの「Jアラート騒動」から数か月がたつたころ。「Jアラートを想定した避難訓練が行われた」とか、「Jアラートが鳴ってからの避難では間に合わないよ！」という声」などが報道されている時期でした。

この報道、「北朝鮮が日本に向けてミサイルを打つのは当然の前提」、のような話になっているが、そもそも、本当にそんなことに備える必要があるのか？ そうならないためにどうするのか、の話が先ではないの？

この国の、北朝鮮はいつミサイルを発射するかわからない無法者国家だ、という「常識」を覆したい、との思いで、二〇一八憲フェスは、北朝鮮「問題」をテーマにすることとしました。

北朝鮮「問題」、このカギかっこには、「一般に、北朝鮮問題、と言われるが、問題があるのは北朝鮮（だけ）なのか、日本や米国に（も）問題があるのではないのか」との意味を込めています。

講師には、伊勢崎賢治さん（東京外国語大学教

授）をお呼びすることになりました。伊勢崎さんは、「紛争解決請負人」として知られています。大学では「紛争予防・平和構築講座」を担当され、また、昨年在韓米軍に招かれてソウルで講演もされました。紛争の現場を知るからこそ、紛争を起こさない知恵を頂きたい、との意図です。

そ

して憲フェス当日の四月二十八日は、その前日二七日に南北首脳会談が行われた、という絶好のタイミングになりました。

伊勢崎さんの講演冒頭では、半年前に韓国に行った際に訪問した板門店の写真を見せていただきました。そこには、国連軍のエンブレムがあり、朝鮮戦争の、そしてその停戦の当事者は、北朝鮮と国連軍Ⅱアメリカであることを教えられました。「停戦を一步超えて和平にする、そのための条件は、『将来再び戦闘になった時の痛みを想像すること』であり、それを絶対に避けたいとの思いが和平になるのです。しかし、停戦の当事者の一方であるアメリカは、停戦が敗れても和平にならなくても、痛みを感じない。今、韓国は、『停戦から和平へ』の仕切り線に立つことができていない、もし、韓国がそこに立てるならば、北朝鮮と共に痛みを想像でき、和平への道が大きく開く。」とのことでした。そして、北朝鮮は、アメリカがこの立ち位置にいるために、核開発やミサイル発

射実験をせざるを得なくなっているのだと。

この話は、今の北朝鮮をめぐる「問題」の基本図を見せていただいた気がします。

こ

のほかに、パネルディスカッションの中で「セキユリティイノベーション」（セキユリティの変形語）Ⅱ危機や脅威の存在をことさらに強調して、それに対する対処、政策を決定していくプロセスⅡが、北朝鮮との関係において、安倍政権によって用いられている、とお話もありました。

さらに、昨年伊勢崎さんが共著で本を出された日米地位協定の話もあり、盛りだくさん、刺激十分の憲法フェスティバルとなりました。

北朝鮮「問題」について、圧力と挑発を繰り返す安倍政権、それに乗った一方的な報道、それらに踊らされることなく、冷静に、考え行動して行かなくてはならないと、改めて感じました。



五月二五日に、衆議院第二議員会館において、改憲問題対策法律家六団体連絡会（法律家六団体）主催による憲法集会在開催されました。参加者はおよそ一〇〇名。この集会はブックレット「自民党改憲案の問題点と危険性」のお披露目も兼ねており、執筆を担当された四人の研究

者（小沢隆一教授、清水雅彦教授、永山茂樹教授、飯島滋明教授）が自民党改憲案四項目についてそれぞれ報告を行いました。

また、各党から挨拶があり、立憲民主党の山花郁夫議員、日本共産党の赤嶺政賢議員、吉良佳子議員、山添拓議員、社民党の福島瑞穂議員から、安倍政権の下での改憲発議を絶対にさせないとの発言が相次ぎました。ブックレットを共同で制作した「安倍改憲NO！ 全国市民アクション」の菱山南帆子さんから「三〇〇〇万人署名」をやりとげようとの呼びかけがなされました。

当部会は、法律家六団体連絡会の構成団体の一員として、引き続き立憲野党との連携を強め、改憲発議阻止と安倍政権の退陣を求めて奮闘していきます。

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催
院内集会

「自民党改憲案の問題点と危険性」報告

5/15 開催

東京 大山 勇一

「解説」

自民党改憲案の問題点と危険性

ブックレットの普及に

ご協力ください！



二〇一八年三月二五日の自民党大会で改憲四項目が取りまとめられました。その危険な本質

をいち早くお知らせするために、改憲問題対策法律家六団体連絡会と安倍改憲NO！ 全国市民アクションが共同でブックレット「自民党改憲案の問題点と危険性」を緊急出版いたしました。

自民党改憲案の全貌とその問題点を憲法学者らがわかりやすく解説しています。

「安倍改憲NO！」の声を一層大きなものとするために、是非ご活用下さい。

A五判四四ページ

頒価一〇〇円（送料別途、ただし一部以上は送料無料）

浅田訴訟・完全勝訴判決報告

—介護保険優先原則の誤りについて—

岡山 呉 裕麻

一 はじめに

六五歳になるや否や、それまでの障害福祉サービスを一切不支給とした岡山市の処分（以下、「本件不支給決定」という）に対して、岡山地裁は、被告岡山市に下記内容の判決を言い渡した。

いわゆる六五歳問題を定めた障害者自立支援法七条（現在の障害者総合支援法であり、本稿では以下「支援法」という）の解釈適用を巡る初めての判決であり、非常に重要な意義を持つ。

記

① 本件不支給決定の取り消し

② 従前の重度訪問介護サービスとして支給されていた二四九時間から、本件不支給決定後に原告が介護保険を申請した結果支給されるに至った重度訪問介護サービスとして支給されるようになった一五三時間を差し引きした九六時間の自立支援給付の義務付け

③ 本件不支給決定は国賠法上も違法であると
して慰謝料一〇〇万円の認容

④ 本件不支給決定がなければ原告には介護保険の自己負担は生じなかったのだから、提訴までの間に原告が支出せざるを得なかった五か月分の介護保険利用料七五、〇〇〇円についての損害賠償

二 原告の障害等と岡山市による 本件不支給決定について

原告の浅田達雄さんは、生まれつき上下肢に重度の障害があり、飲み食い、排せつ、入浴など生きるために必要なあらゆることに援助が必要である。そのため、六五歳になるまで支援法に基づき、一か月あたり二四九時間の障害福祉サービスを受けて生活してきた。

このような原告に対して、岡山市は、介護保険優先原則（六五歳になった障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスのうち重複するサービスについて、介護保険サービスを優先して利用すべきことを定めたとされる支援法七条の規定）に基づき、障害福祉サービスをすべて打ち切ったのである。

三 障害者自立支援法と違憲訴訟、 基本合意

障害者は、支援法に基づき障害福祉サービスを受けられるが、利用料の一割を負担しなくてはならず、これが重い負担となるという問題があった。また、障害者のための制度であるにもかかわらず、障害者の視点に立った制度設計がされてい

ないという問題もあった。

そこで、支援法については、これらの問題点を巡り、全国で違憲訴訟が提起された。

その結果、二〇一〇年一月七日に原告団及び弁護団と国との間で、①地方税法上の非課税世帯に自己負担を生じさせないこと、②介護保険優先原則の廃止を検討することなどを内容とした基本合意が成立した。

かかる基本合意に基づき、①非課税世帯の自己負担はなくなった。

しかし、②介護保険優先原則については、その後も改正はなく、非課税世帯では障害福祉サービスの利用者負担はなくなつたにもかかわらず、六五歳になると、介護保険利用部分につき利用料一割を求められるという問題（一割負担の復活）が生じた。

これは、支援法では非課税世帯の無償化を勝ち取つたにもかかわらず、六五歳になつたとたん、利用料負担が復活することを意味していた。そのため、全国の障害者から、このことについて不安視する声が上がっていた。

四 介護保険優先原則の問題点と

岡山市の対応

介護保険優先原則は、そもそも障害福祉サービ

スと質的に異なる介護保険サービスを利用しなくてはならない上に、利用料一割負担が生じるという問題点がある。

そのため、多くの障害者は、従前からの支給の継続を希望するが、これは言わば当然のことである。

原告も、従前からの支給の継続を希望し、介護保険を申請しなかった。

しかし、岡山市は、支援法七条を強行に適用し、原告が介護保険を申請しなかった一事をもって、本件不支給決定をしたのである。

このような岡山市の対応に対して、原告は、「岡山市に死ねと言われたと感じた」と心情を述べている。これは、障害福祉サービスの支給がなければ生きていくこと自体が難しくなる原告の障害を思えば当然のことである。

五 判決の意義

同条は、「自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付……であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において……行わない。」と規定している。

その解釈について、岡山地裁は「自立支援給付

を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、六五歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至つた経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合には、自立支援法七条の『介護保険法の規定による介護給付であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができる』には当たらない。」と判示した。

同条は、六五歳になつた障害者が介護保険の申請をしない場合には、障害福祉サービスを打ち切つてよく、なおかつそうすべきことを求めているとの岡山市の解釈が誤つていることを明確にしたのである。

岡山地裁がこのような判断をするに際して、まず原告が主張していた支援法七条の憲法判断には踏み込むことはせず、純粹に、支援法七条の解釈・適用についての判断を進めた。

そして、①支援法と介護保険法は目的、対象者を異にしていて、給付の内容、財源等も異にしていること、②支援法で非課税世帯の自己負担がなくなつた経緯、③厚労省通達の内容や内容、④厚労省による全国自治体に対する実態調査で、本件

と同様のケースで障害福祉サービスの利用申請を却下する自治体は六・四％に過ぎなかったことを根拠として上記のとおり結論を導いた。

六 まとめ

原告や全国の支援者、弁護団の努力により、こ

のような判決を得ることができた。岡山市の不支給決定が原告を死に追いやるものであることを徹底して主張したことが功を奏したと思う。

それでも、重度の障害を抱えながら五年近くに渡り訴訟をたたかってきた原告には相当の負担があったと思う。とりわけ、本件が原告だけの問題ではなく全国から支援が多く集まり、注目もあつ

たことを思うと全面勝訴を勝ち取れたことの意義は本当に大きい。

しかし、残念なことに岡山市から控訴がされた。高裁でも原告の被害を踏まえた真つ当な判決を勝ち取りたい。

ジェンダーフリーの制服を目指して

福岡 後藤 富和

二

○一七年四月、福岡市立中学校のPTA会長となった私は、LGBTQ、特に身体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーの子どもにとって心の性と異なる性を強要される制服が大きな障害になっているのではないかになり、入学式でこのような挨拶をした。

「新人生の皆さん、はじめて制服を着た感じはいかがですか。憧れていた制服を着てワクワクす

る気持ちでしょうか。中には着慣れない服を着て窮屈に感じている方もいるかもしれませんね。どうしても自分には似合わないと感じる方もいるかもしれません。(中略)なぜ違和感を覚えるのか、なぜおかしいと感じたのか、その理由を自分の頭で考えることが大切です。そしてどうすれば良いのかを周りの大人と一緒に考えましょう。皆さん達が安心して勉強できる環境を作るのが私たち大

人の使命です。もし、皆さんの疑問に対して『中学生のくせに生意気だ』などと言う大人がいたら、それは大人の方が間違っています。皆さんには、ぜひ生意気な中学生になつてもらいたいと思ひます」

この時は、いつかトランスジェンダーの生徒が入学して来るかもしれない、その時に備えて、生徒が学校やPTAに相談しやすい雰囲気を作つて

いこうと思っていた。この考えは大間違いだった。

六

月、LGBTQの若者を支援しているFR
ENS（代表石崎杏理さん）が主催する学
習会に参加した。セーラー服を強要される中学時
代を「地獄だった」と泣きながら振り返る高校生
の話に衝撃を受け、制服問題が、今すぐ取り組ま
なければならぬ課題であることを痛感した。そ
の場で、石崎さんを中心に教師、弁護士、LGB
TQの保護者、PTA関係者、市議会議員らで
「福岡市の制服を考える会」を結成した。

数日後、学校長に相談をした。この時は、セー
ラー服、詰襟に加えて第三の制服を導入すること
を念頭に置いていた（福岡市内の公立中学校は一
校を除きセーラー服と詰襟を指定している）。

この日から、学校長との二人三脚でジェンダー
フリーの制服導入に向けての活動が始まった。

トランスジェンダーの生徒に個別対応してきた
教師たちの経験を聴く中でカミングアウトの壁に
ぶつかった。つまり、セーラー服でも詰襟でもな
い第三の制服を選ぶことがカミングアウトにつな
がってしまうということ。この問題に熱心な教師
たちの中にはカミングアウトを前提に当該生徒に
対して手厚い配慮をするので心配はないとの意識
があった。しかし、そうだろうか。統計の結果を
見ても、トランスジェンダーの生徒が必ずいるこ

とは分かっている。カミングアウトができる生徒
はその中のごく一部にすぎないことも。目の前に
必ずいることが分かっているのなら、カミング
アウトを待つのではなく、学校生活におけるスト
レスを少しでも軽減する方策をあらかじめ準備し
ておくのが大人の義務ではないかと。

そ

こで、第三の制服ではなく、制服自体を変
えてしまうことにした。

もちろん、制服着用を強いること自体、生徒の
自己決定権を阻害し、教育を受ける権利を侵害
する行為である。制服はあくまでも着用するこ
とが望ましい標準服にすぎず、それ以外の服装を
選択することも許されるのが建前である。福岡市
議会においても担当当局はそうに答弁してい
る。しかし、実際の学校現場においては制服以外
の着用は許されていない。特に九州は制服文化が
根強く、福岡市においても私服を認めている公立
中学校は一校もない。

そのような中、制服廃止を実現するには五年、
一〇年といった長い年月を覚悟しなければならな
いだろう。目の前で苦しんでいる生徒に対して五
年後、一〇年後には制服は廃止されるかもしれな
いからそれまで待てというのか。この子達にとっ
ては人生の大切な時期である中学校生活が地獄と
なるのか大きな問題である。待ったなしの課題で

ある。

そこで、中途半端な解決でお茶を濁したとの
批判を受けることを覚悟の上で、制服廃止ではな
く、ジェンダーフリーの制服、具体的には、ブレ
ザータイプを基本とし、スカート、スラックス、
ハーフパンツなどを自由に選択できる新制服の導
入を目標とした。

一

〇月には、福岡市の制服を考える会の弁護
士が中心となって福岡県弁護士会主催のシ
ンポジウム「LGBTと制服」を開催した。現職の
学校長や教師のほか、学生服メーカーやトイレメ
ーカーの方なども参加し、この問題に対する社会
の関心の高さが伺われた。

ただ、関心はあっても実際に取り組みを始めよ
うとする学校は少なく、福岡市内の全校で足並み
揃えて制服を変更するという動きにはならなか
った。

そこで、私がPTA会長を務める中学校だけで
も制服を変更しよう、そのためには、学内、保護
者、地域の理解が不可欠であると、二〇一七年一
二月から二〇一八年三月にかけて、PTA主催で、
LGBTと制服の研修を三度開催した。一回目は
トランスジェンダーの子を持つ母親から、二回目
はトランスジェンダー当事者として中学時代不登
校を経験した方から、三回目はご自身もトランス

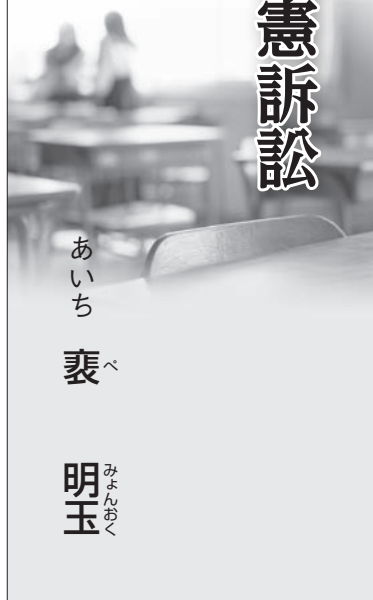
ジェンダーの小学校教員として教壇に立ち今はLGBTQの子どもや若者を支援している石崎さんからお話を伺った。この研修には保護者だけでなく地域の方や市議会議員なども参加した。PTA広報誌でも二度にわたってLGBTと制服を特集し、全校生徒だけでなく、地域の方々、市議会議員、関係各機関に配布した。

このようにして、制服変更の機運が高まり、二〇一八年三月、校長を委員長とし、教頭、教師代表三名、保護者代表三名、そして生徒代表五名で

標準服検討委員会が発足し、二〇一九年度導入に向け新標準服の準備を進めている。コンセプトは、①機能性の向上、②グローバル社会への対応、③性的多様性への配慮である。同時に、男女混合名簿、混合整列、男女区別なく「さん」付けとすることなど生徒たちのストレスを少しでも軽減していく取り組みを始めている。

後、経済的な負担を少なくすること、従来の制服の着用も可とすること、在校生にいつでも新標準服を選択できるようにすることなど、服装で教育を受ける権利が奪われることのないように運用すること、PTAがそのチェック機能を果たすことが課題となる。そして、この取り組みを契機に、ジェンダーフリーの標準服が福岡市そして九州全体へと波及していくことを希望する。

朝鮮高校生就学支援金不支給違憲訴訟 名古屋地裁判決について



あいち 裴 明玉

一 はじめに

二〇一八年四月二七日、名古屋地方裁判所は、愛知朝鮮高校の生徒らが、いわゆる高校無償化法に基づく就学支援金の対象から朝鮮高校生が除

外されたことは違憲・違法であるとして提起した国賠訴訟において、請求棄却の判決を言い渡した(以下、「名古屋地裁判決」という)。いわゆる朝鮮高校無償化裁判では、広島(敗訴)、大阪(勝訴)、東京(敗訴)に続く四件目の地裁判決である(他に

福岡訴訟が地裁係属中)。

二 本件の争点

高校無償化法が制定された民主党政権下においては、外国人学校を就学支援金の対象とする上

で、政治外交上の問題や具体的な教育内容は考慮

しないとの審査基準が作られ、朝鮮高校も対象となることは当然と目されていた。これに強い危機感を抱き、朝鮮高校の除外を求める自民党の議論を主導してきた下村博文氏は、第二次安倍内閣で文科大臣に就任すると、その二日後に「拉致事件に進展がない」等と述べて、朝鮮高校を対象としていた根拠省令を削除すると表明した(二〇二二年二月二十八日記者会見)。そして、二〇二三年二月二〇日、就学支援金の対象校となるための指定を求めて申請を行っていた全朝鮮高校に対し不指定処分を行った。同時に省令に基づく指定のための審査の基準(「本件規程」という)該当性を審査するための審査会も打ち切られた。

全国の訴訟では、この不指定処分の違法性が、各種学校である外国人学校の生徒を広く対象とした無償化法の委任の趣旨に反し、他事考慮にも当たるとして争われている。

また、愛知訴訟では、憲法一四一条一項、一三条(朝鮮学校で民族的アイデンティティを育んできた生徒らの人格権侵害)、二六一条一項違反の主張にも力を入れてきた。

三 訴訟の展開

愛知訴訟は、下村元文科大臣の前記者会見を受けて直ちに提起され(二〇二三年一月二四日)、

上記の不指定処分は提訴後になされた。

その処分理由の通知には、①根拠省令を削除したこと、②本件規程二三条(「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」に適合すると認めるに至らないこと等、の記載があった。処分理由②は、学校側にとって寝耳に水であり、訴訟対策として付加されたものであることは明らかであった。そもそも愛知朝鮮高校は、所轄庁(愛知県)から行政処分を受けたこともなく、補助金も適正に管理されている。審査会でも、客観的要件は全ての朝鮮高校が満たしているとされていた。それにもかかわらず、被告は、訴訟において、拉致問題は考慮していない、朝鮮高校が、朝鮮民主主義人民共和国(以下「朝鮮」という)及び朝鮮総聯から「不当な支配」(教育基本法一六一条一項)を受けているとの疑念があったため不指定としたと主張した。そして、その証拠として、産経新聞の報道や公安調査庁の国会答弁等を示したが、愛知朝鮮高校の具体的な法令違反の事実は何一つ主張もできなかった。

そして、二〇一七年七月に、大阪地裁で朝鮮学校勝訴の判決が下されると、被告は最終弁論の前に、朝鮮学校の教科書等を証拠提出し、その教育内容が「他国の尊重」等を定めた教育基本法に違

反する、という新主張を追加した。従前の主張と矛盾する主張をしてでも、朝鮮の立場が反映された教科書の内容を示すことにより、朝鮮学校の悪印象作りを企図するものと思われた。

四 名古屋地裁判決の概要と問題点

名古屋地裁判決は、本件不指定処分の背景に拉致問題への考慮があると認めつつも、朝鮮総聯による愛知朝鮮高校への「不当な支配」が疑われる事情があったので、本件不指定処分は適法とした。そして、その根拠として、朝鮮学校の教科書の記述に「北朝鮮の最高指導者を絶対視し、これを賛美・礼賛する表現が多数見られるのであって、……生徒に対して、一方的に偏った観念を植え付けるものではないかとの疑いを抱かせる」などと判示した。文科大臣が、就学支援金支給の際の外国人学校の指定に当たり、教育内容を判断材料とすることを認めたのである。

その上で、学校の運営に関し責任のない生徒が、経済的理由から民族教育を受けられなくなる可能性があることまで認めながら、民族教育自体が規制されるわけではないとして憲法上の主張も排斥した。

そもそも外国人学校では、学習指導要領に拘束されない自由な教育を行うことが認められており、教育基本法一四条の政治的中立性も求められてい

ない。また外国人学校を含む私立学校では、生徒のニーズに応じた宗教教育を含む独自のカリキュラムが認められている。それを文部科学省が「一方的に偏った」などと評価し、財政措置を左右できるとすれば、教育への介入に歯止めがかからなくなり、日本の教育法制自体を揺るがしかねない。「不当な支配」の条項自体、戦前の軍国主義教育への反省から公権力による教育現場への介入を阻止することを第一の目的とするものであり、生

徒や教師が問題としていない教育内容を、公権力が問題視して不利益を与えろというのは本末転倒としかいいようがない。

また、省令が削除されれば、下位の規定である本件規程も存続し得ず、本件規程に基づく不指定処分はなしえないはずであり、処分理由①と②は両立し得ない。省令削除のタイミングで審査会を打ち切つてなされた不指定処分(処分理由②)に考慮すべき事実を考慮せず、考慮すべきでない

事実を考慮した違法があることも明らかである。拉致問題を考慮したことを認めながら、この事実を看過して本件不指定処分を適法とした点でも名古屋地裁判決は極めて不当である。

この不当判決を必ず覆すべく、当弁護士団では、新たに教育法学研究者の協力を仰ぐなどして控訴審の準備を鋭意進めている。こどもの学びにおける差別を是正するために引き続き力を尽くす所存である。

官邸前見守り弁護士団の活動



一 官邸前見守り弁護士団の活動

官邸前見守り弁護士団(以下「見守り弁護士団」)は、二〇二二年頃から、官邸前や国会周辺におけるデモや抗議活動を見守り、表現の自由を守るために活動してきた有志の弁護士集団です。

今年三月以降、見守り弁護士団は、毎週末の官邸前の抗議活動の「見守り」活動のほか、警察庁や警視庁に対する申入れ、国会議員への情報提供、記者会見の開催など、短期間で活発な活動を行いました。私は、今年三月中旬頃から、見守り弁護士団の活動に参加するようになったので、弁護士団の

中では新参ですが、今年三月以降の見守り弁護士団の活動には、私も含め多数の青法協会員、若手弁護士(大半が六〇期代後半から七〇期)が積極的に参加しました。若手ばかりで危なっかしい部分もありながらも、(自分で言うのもなんですが)それなりの成果を出すことができたのではないかと

思います。

以下、今年三月以降の過剰警備の状況と見守り
弁護団の活動の一端を紹介します。

二 過剰警備の状況

国会や官邸周辺で警備に当たる警察は、「交通の安全や抗議参加者の安全を守る」という建前で警備を行っています。しかし、実際には、違法・不当な警備活動（「過剰警備」）が行われており、抗議参加者の表現の自由は侵害され、かえって抗議参加者や通行人が危険に晒される状況でした。

例えば、警察は、官邸前に集まる参加者の人数が増えくると、度々、東京メトロ国会議事堂前駅から地上に上がる出口を封鎖しました。そもそも地上に出さない（官邸前に行かせない）という不当な警備活動です。

また、警察は、国会議事堂前駅の四番出口と官邸との間の歩道上に、紐や鉄パイプで連結した鉄柵を設置し、これに沿って隊列を組ませた警察官を配置して、官邸前に通行できないようにするという規制を何度も行いました。歩道に人があふれた状態でこうした通行規制を行うと、将棋倒しが発生するおそれがあり、参加者が負傷する危険が生じ、この規制に激怒する抗議参加者と警備に当たる警察官が、直接接触する状態になるため、不当逮捕を誘発することにもつながります。

さらに、警備に当たる警察官による暴力・暴言が多数報告されました。例えば、抗議参加者プラカードやカメラを手で払いのける、背後から肘打ちする等の暴力や「デモに参加するやつは一般人ではない」等の威圧的・侮辱的な発言です（過剰警備以前の問題です）。

従前から、交通整理に当たる呼びかけ団体のスタッフや抗議参加者の救護活動に備える救護班（いずれもボランティア）、見守り弁護団の弁護士は、突発的な事態に迅速に対応するため、車道に出て巡回していました。ところが、今年三月以降、警察は、そのようなことは以前から認めていないと主張し始め、スタッフ等が車道に出ようとすると、何十名もの警察官（誇張ではなく本当に何十名も駆けつけてきます）から阻まれるようになりました。スタッフや救護班、弁護団の弁護士は、混在した歩道での移動を余儀なくされ、実際に救護活動に支障が出るという事態が発生したという報告も聞きました。（その他の過剰警備の実例は、見守り弁護団のホームページ掲載の「申入書」等をご参照ください。）

三 見守り弁護団による過剰警備への対応

(1) 見守り弁護団は、過剰警備の改善を求め、
①警察庁への申入れ（三月二十九日）、②警視庁への申入れと記者会見（四月五日）、③国会議員への情

報提供（国会議員三名が過剰警備に関する質問を実施）等の活動を行いました。

(2) 警察庁への申入れでは、三名の参議院議員（神本美恵子議員、近藤昭一議員、藤田幸久議員）の協力を得て、見守り弁護団が作成した申入書や過剰警備の証拠となる写真等を警察庁の担当者へ手渡しました。この際、弁護士やご協力頂いた議員から、「安保法制の頃と比べて明らかに警備が過剰だ」と指摘しましたが、警察庁の担当者は「警備の運用に変更はない」と繰り返すだけでした。ある議員の「官邸の意向があるのではないか」との発言に対して、担当者が「警察は不偏不党です」と必死に弁解する一幕もありました。

警察庁の担当者に申入書を手渡す様子



(3) 警視庁への申入れは、国会議員二名（山添拓議員、山本太郎議員）と東京都議一名（大山とも子都議）に同行して頂きました。申入れ前日に、一〇



警視庁の担当者に申入書を手渡し様子

名程度で訪問すると伝えていたにもかかわらず、警視庁の担当者は、「三名用の部屋しか取れなかった」と述べて、三名以上は敷地内にも入らせないという対応をしました。議員や弁護士が粘り強く抗議し、紆余曲折あった後、この部屋に九名が入るという形で、申入れが実現しました（狭いため立ったまま申入書の趣旨説明等を行いました）。また、警視庁の施設内で写真撮影はできないという理由で、申入書は敷地外に出てから手渡ししました。警視庁は、警備計画を策定する機動隊が所属しており、過剰警備について直接的に責任を負う立場にありますが、まるで他人事であるかのような異常な対応を取りました。

警視庁への申入れ後は、記者会見を開き、過剰警備の現状を広く社会に発信し、複数のメディア

に取り上げていただきました。

(4) 上記のような活動の成果もあり、今年四月以降、警察の警備体制は、若干改善されましたが、過剰警備が解消されたわけではありません。

四 見守り弁護団の活動から得た経験

(1) 現場での警察官とのやり取り

団体名は「見守り弁護士」ですが、実際の活動は、単に「見守る」だけににとどまりません。警備の問題点について、警察官に激しく抗議したり、体を張って興奮した抗議参加者を制止したことが何度もありました。

特に苦労したのは、警察官とのやり取りです。

警察は、策定された「警備計画」に従って行動しており、これから外れる措置は、たとえ、カラーコーン一つ動かす程度のもので、許容しません。ある日の抗議活動の際には、歩道上に従前は置かれていなかった鉄柵が設置されており、通行の著しい妨げになっていました。多数の市民がその撤去を求めて警察と口論するような状況の中で、ある先輩弁護士が一時間以上もの間、その鉄柵を撤去するよう抗議を続けました。警察は、その場では「警備計画で決まっているから」と最後まで譲りませんでしたが、付近にいた多くの抗議参加者はその弁護士に対し、とても感謝していました。また、翌週の抗議活動以降、その場所に鉄柵が設置

されることはありませんでした。

(2) 見守り弁護団の活動の意義

警察は、警備のためと称して、多数の鉄柵等を設置して、狭いスペースを作り、その中に抗議参加者を押し込めようとしています（「官邸前に人が大挙して押し寄せる」という状況を回避したいという気持ちの表れでもあります）。抗議参加者は、狭い場所に押し込まれることで、警察に対して反感をもち、怒りの矛先を本来の目的である官邸ではなく、警察に向けてしまうことがあります。表現の自由を侵害する過剰警備の改善も、見守り弁護団の活動の重要な役割ですが、こうした状況で、抗議参加者と警察とのトラブルを防止する（ひいては不当逮捕の防止）ことも重要な役割です。

私自身、興奮した抗議参加者を制止したところ、「お前はどっちの味方だ」と怒鳴られたこともありましたが、多くの方から「見守り弁護団がいると安心して抗議に参加できる」という言葉を頂くことができました。個人的には、この「安心感」こそが、見守り弁護団の最大の役割ではないかと思っています。

(3) 今後の見守り弁護団の活動

四月一四日の国会前の大規模な抗議活動以降、国会や官邸前における大規模な抗議活動の呼びか

けが減少したことに伴い、見守り弁護士団の活動もいったん落ち着いた状態です。もともと、今後とも随時、国会や官邸前の抗議活動の呼びかけが行わ

れるものと思われます。その際は、都内の会員の先生方はもちろんですが、関東圏その他の地域の会員の先生方も、是非、見守り弁護士団の活動にご

参加ください。

投稿

内藤塾で砂川訴訟を学ぶ

入塾のお誘い

東京 久保木太一

1 内藤塾とは

私は司法修習生の頃から内藤塾の塾生です。内藤塾とは他でもない内藤功弁護士(修習期六期)を講師とする連続講座です。内藤先生が最前線に関わられた砂川訴訟、恵庭訴訟、長沼訴訟、百里訴訟といった、私の世代には教科書でおなじみの訴訟について、判決の裏側や運動面など何でも聞けてしまう大変贅沢な学習会です。

本稿では、二〇一八年度内藤塾の第二回(五月二二日開催。テーマは砂川訴訟)の講義の内容を要

約で紹介いたします。裁判内外における憲法九条を守るたたかいに生かせるエッセンスが詰まっています。

2 伊達判決の到達点

(1) 伊達判決の内容

一九五九年三月三〇日に下された砂川訴訟第一審判決は、現在のたたかいに生かすべき立派な内容を持ったものです。裁判長の伊達秋雄氏の名字をとって伊達判決と呼ばれます。

伊達判決で押さえないといけないのは以下の

二点です。

①「駐留米軍の行動、基地の使用の結果、日本が直接関係のない武力紛争に巻き込まれるおそれが絶無ではない」と判示している点。

②「そのような実質を有する駐留米軍に、日本は、施設区域の提供、費用の分担、その他の協力」をしている。そのような米軍駐留を許容する日本の行為は、米軍に対する指揮権の有無、米軍出動義務の有無にかかわらず、憲法九条二項の「その他の戦力の保持」に該当すると判示している点。

このような論理によって、伊達判決は米軍の駐留が憲法九条二項前段に違反し許されないとして

います。

(2) 伊達判決を現在に生かす

伊達判決から約六〇年が経過した現在では、伊達判決が指摘する違憲性は一層明確になっています。駐留米軍の作成範囲は「極東」からアジア太平洋、中東・アフリカ、世界へと拡大しています。さらに日本は基地提供・費用分担等によって米軍に協力し、しかも日米合同委員会の密議によって様々な協力が拡大しています。

現在こそ伊達判決を生かしたたかひが必要です。

3 上告審判決の不当性

(1) 判決内容の不当性

伊達判決とは対照的に、跳躍上告という異例の手続によって高裁を飛ばした上でなされた上告審判決は不当なものでした。

特に不当な点は以下の二点です。

① 形式論によって「駐留米軍は、日本の戦力ではない」と判示している点。論点は米軍が日本の「戦力」かどうかではなく、米軍の存在が日本の「戦力の保持」であるかどうかであるはず。

② 「高度の政治問題」について裁判所の違憲審査権を放棄している点。

(2) 手続の不当性

上告審判決は、最高裁と米政府の密議の影響下

でなされました。しかも、一九六〇年一月の安保改定に間に合わせるために、伊達判決から九ヶ月足らず（一九五九年二月一六日）で判決が下されているのです。一〇〇〇人規模の弁護士を組もうとしたところ、「弁護士は被告人一人につき三名まで」という不当な人数制限までも付けられました。判決本文が簡潔なのにもかかわらず、長文の補足意見が羅列しているのも、審理が不十分であった証左です。

4 質疑応答

質問Ⅰ「砂川闘争はなぜ盛り上がったのですか？」

大規模な滑走路の拡張であり、先祖伝来の田畑・家屋敷が奪われるものであったこと、戦後占領米軍によって度重なる土地の取り上げがあり、我慢が限界だったこと、当時の町長が先頭に立ったこと、さらに拡張が対ソ連原爆攻撃の可能な大型爆撃機の発着のためのものであり反核の運動とも合流できたことなどが挙げられます。戦後からそれほど経っておらず、厭戦ムードが強かったことも背景にあったでしょう。

質問Ⅱ「警察予備隊創設当時の世論、内藤先生の気持ちは？」

世論としては再軍備の始まりだとして警戒する

意見と、朝鮮戦争開戦直後ゆえに北朝鮮から攻められないためにやむを得ないという意見が半々だったという印象です。

私（内藤先生）は当時大学生で本格的に憲法の勉強をしていたわけではありませんでしたが、再軍備の始まりだと直感しました。私は戦中に海軍経理学校の生徒でしたので、入隊勧誘があるかもしれないと恐れましたが、そのときは「憲法九条があるから断ります」と言おうと考えていました。

5 塾生募集中！

内藤塾では随時塾生を募集しています。ご存知の方も少なくないと思いますが、内藤先生は経験も豊富で博識であるだけでなく、人格的にもとてもすぐれたお方で、その内藤先生から直接深いお話が伺える機会を逃してはなりません。

今回は六月二日に第三回目の塾を予定していますが、おそらくこの原稿が掲載される頃には終わっているでしょう。次々回は七月一九日に第四回目の塾を予定しています。テーマは長沼訴訟です。

参加を希望される方は久保木(kuboki@yohoku-law.com)まで事前にご連絡ください。

委員会からのお知らせ

青法協会所属の法律事務所のみなさま

七二期向け四団体合同事務所説明会

— 今年は九月二十九日、弘済会館です —

修習生委員会 今泉 義竜

近年、新人弁護士就職状況の改善、就職活動の早期化等に伴い、毎年開催しておりました四団体事務所説明会参加者の減少が目立つようになりました。

そこで、会員の皆様からの意見聴取を踏まえ、本年からは実施時期を大幅に前倒しし、合格祝賀会と同時に合同事務所説明会として開催することといたしました。次世代を担う若者を少しでも多く仲間を迎えることができるよう、今後も尽力してまいりますので、何卒ご理解ご協力をお願い致します。

七二期は、二〇一八年二月下旬から一年間の司法修習を行い、二〇一九年二月登録予定の期です。合格発表直後は多くの合格者が就職活動に取り組み始める時期であり、かつ修習も始まる前です。ですので比較的参加しやすい時期です。多くの事務

所に参加していただき、新しい出会いが生まれる機会にしたいと思います。ぜひふるってご参加ください。全国からのご参加をお待ちしております。

◆質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、下記宛先までFAXまたはメールで九月二日までに御連絡下さい。詳しい募集要項（事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等）を同日までに送付頂ければ、当日参加した修習生に配布致します（なお、例年作成している法律事務所ガイドブックも配布予定ですので、そちらに掲載される場合は別途ご用意いただく必要はありません）。都合により説明会に参加できない遠方の事務所につきましては、募集要項の配布のみも可能です。

参加要綱

◆とき…九月二十九日（土）午後一時～

◆ところ…弘済会館

（JR四ツ谷駅から徒歩五分）

◆参加費

事務所説明会 一事務所二万円

懇親会費 弁護士二人につき二万円

◆当日の予定

一二時半 開場

一三時 学習会（七二期司法修習生対象）

一四時 事務所説明会開始

一八時 懇親会

※事務所説明会からご参加の方は、遅くとも一四時までにお越しください。

【問い合わせ先】

東京法律事務所

電話 〇三―三三三五五―〇六一一

FAX 〇三―三三三七七―五七四二

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

僕はロースクールに行くの いいと思う

神奈川

辛しん鐘建ちやんけん

1 はじめに

私は、もともと将来は在日朝鮮人のために活動する人物になりたいと思っており、高校生の頃に弁護士になろうと決意しました。その頃は、ちょうど法科大学院設置直後の頃で、法曹養成制度の大転換を迎えた時期でした。朝鮮学校に通っていた者の中にも、法科大学院の設置によって法曹を増やしていくことに希望を抱いた人は少なからずおり、そのうちの一人が私でした。人数を増やすからといって決して簡単に合格できるという意味でないことは誰しもがわかっていた事実ではありましたが、それでも明るい希望を持って大学進

学を目指した学生は多かったと思います。

果たして、この希望は今もあるのでしょうか？

2 ローで培ったもの

(1) 私は、学部は関西の大学を卒業し、記念受験のように受けた東京のロースクールにひよんなことに拾っていたとき、東京での生活が始まりました。過去の連載でも触れられているように、ローでの勉強生活は、授業の予習と復習が大きく時間を占め、いかに試験対策に時間を割くことのできる能力に長けているかの勝負だったのではないかと思います。

では、ローでの授業はどのようなものだった

かというところ、基礎学力を徹底的に重視し、判例を読み込んで法解釈の手法を身につけるといったものだったのではないかと思います。それに加え、私が通ったロースクールは実務講座を充実させキャリアに直結させてくれるようなプログラムが組まれていたので、多くの実務講座を受講することができました。

(2) まず、座学の点からご紹介すると、基本書をはじめとした法律家としての基礎学力を身につけるための予習は、当時こそ、「本当にこれが合格につながるのか」、「途方もなく不毛な時間を過ごしているのではないか」という問いのたまたかでしたが、今となると、やはり欠かすことのできない時間であったと思います。また、膨大な量の判例全文や最高裁判調査官解説までを必須予習としてくる教授に、不遜な感情を抱く学生も多くなりましたが(私もその一人)、試験に合格し仕事を始めさせていただいた今となつては、がむしやりに読み漁って思考の時間を取れたことがしつかりと法的思考の根底に繋がっていることを実感し、できるならば改めて勉強し直したいなという思いが湧いたりすることもありました。

実務講座については、二年間の在学中に、エクスターニッシュを二回、実際に法律相談を

ロースクールの実情と 法曹養成

受け、機会があれば訴状起草等もすることが
できる臨床法学教育の講座を半期受講しまし
た。特に、私は、韓国の手ローファームに二
週間の研修も行っていただきましたし、外
国人事件を多数扱う国内事務所にも二週間行
かせていただきました。これらの経験は、弁
護士としての基本姿勢や、ひいては法曹とし
てのものの考え方やあり方を直接目で見て感
じることのできる機会でした。また、それ
にとどまらず、研修期間中には多くの弁護士を
はじめとした色々な方々に出会うことのでき
る機会でもありました。

(3) 私は、ロースクール在学中の期間を通
して、色々な方々にお会いできたことで、自
分がなぜ弁護士を目指したのか、これからど
のような弁護士になるのかを考える機会をた
くさん与えていただけたと思います。
す。ただ、これが私だけの特殊な
経験かと申しますと、決してそう
ではないと思います。ロースク
ールに通った学生たちは、受験生と
いう身分にありながらも、少な
らず新しい違う立場の人たちに出
会うきっかけがあると思います。
その中で何かしらの影響を受け合

格後の自分を想像していると思います。この
ような機会があるからこそ、ロースクールの良
さであり、新たな法曹養成制度が目指そうと
してるところではないでしょうか？

3 何が問題なのか

近頃、法曹養成制度の見直しがしきりに目
と耳に入ってきています。以下では、私が考える
ロースクールをベースにした法曹養成制度の問
題点について述べます。

(1) 仕組みの問題

大きな問題点が両輪として二つあると思
いますが、その一つが「仕組みの問題」である
と思います。特に、司法試験制度そのものが現
在の法曹養成制度の考え方とマッチしていな
いと思います。司法試験もそうだし「二回試
験」もそうですが、あのような修行のような体
力勝負も関わってくる個人なんぞ抹殺した試
験制度は、せっかくロースクールで培ったもの
を活かす機会を大きく制限していると思いま
す。ロースクールで、いくら実務講座を受講
したり、各種団体に所属して活動しても、あ
の試験制度に耐えうることはできなければ、

全く使い物にならないのです。試験によって個
人の能力を評価することを否定まではしま
せんが、しかし、試験方法については大きく見
直すべきです。

また、ロースクールで培ったものをしっかりと
発揮できる場、求められる場を広げる努力
を業界としてすべきです。企業内弁護士や自
治体に就職する弁護士も増えてきてはいま
すが、多様な価値観や能力を持った人が法曹と
なり、幅広く市民の手に司法が行き届くた
めには、さらに活動領域を拡大していくべき
です。

(2) お金の問題

上記問題の両輪となる問題として、お金
の問題があると思います。授業料が高いこ
とは仕方がないかもしれませんが、奨学金
を充実させ借金をなるべく背負う必要のな
い環境のもとで勉学に励めるようにすること
で、多様な価値観やバックグラウンドを持
った人が法曹を目指すようになるのではない
でしょうか？ 私も、決して自分の家庭に
お金があつたわけではなく、奨学金を借り
たり兄弟に支援を受けながらなんとか通わ
せてもらえたに過ぎず、現状では、通いたく

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

7月12日(木)11時～13時 青法協本部

【修習生委員会】

7月13日(金)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

7月25日(水)18時～ 青法協本部

4 最後に

でも通えない人があまりにも多すぎるように感じ、まさに今の日本社会の縮図ではないかとも思います。お金の問題は多様性を大きく阻害する要因ではないかとも思います。

テーマに掲げたように(少し軽い感じですが)、ロースクールに通うことで、たくさんの人と出会い色々な経験をすることができ

ました。そのことが、結果として全て自分にとってプラスとなり、弁護士になってからも繋がっていると実感しています。早く合格するに越したことはないとも思いますが、ロースクールで学んでから実務につくことは、やはりそれなりに意義があると思います。法科大学院制度に見直しが入ることで、当初の法曹養成制度、特に予備試験制度の理念を失うことのないよう注視する必要があると思います。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼オランダに行ってきた。風車、チューリップ、ゴダチーズ、ゴッホ、フェルメール、レンブラント、ミッフィーちゃんを見てきた(チーズは食べた)。アムステルダム旧市街を歩くと、数百年前の建物が迫ってくるようだ。調べてみると、間口が狭く、入口から家具が入らないので、建物正面最上部にフックを取り付け、ロープで家具をつり上げて、窓から運び入れるため、壁にぶつからないように、建物は正面が前のめりになるよう建てられているという(迫ってくるはずだ)。▼市内の一番人気のスポットはアンネ・フランクの家だ。入場のネット予約は数週間後までいっぱい、キャンセル待ちでようやくチケットを入手した。ナチスから逃れるため、アンネが潜んでいたのは、地下のイメージがあつたが、実際には父親の事務所裏手建物の上階で、階段は本棚で隠されていた。▼観光客でこった返す行列の中で、日本には、外国人観光客が押し寄せる過去の人権侵害遺産があつたのだろうか、と考えた。

(町田正裕)